



島根県報

平成29年 8 月25日 (金)

第 2,932 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成29年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
救急病院の認定	(医療政策課)	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	3
島根県土地利用基本計画の一部変更	(用地対策課)	3
都市計画変更の図書の縦覧(2件)	(都市計画課)	3
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	(建築住宅課)	4

【公 告】

平成29年度消防設備士講習の実施	(消防総務課)	4
平成29年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課)	6
平成29年度前期技能検定3級の合格者	(雇用政策課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

告 示

島根県告示第474号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成29年 8 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

男性・女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

3 応募締切

男性 平成29年 9 月13日（水）

女性 平成29年 9 月22日（金）

4 試験期日**(1) 男性**

筆記試験・適性検査・作文

平成29年 9 月16日（土）から同月18日（月）までのうち指定する日

身体検査・口述試験

平成29年 9 月30日（土）から同年10月 2 日（月）までのうち指定する日

(2) 女性

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

平成29年 9 月27日（水）

5 試験会場**(1) 男性**

松江地方合同庁舎 松江市向島町134-10 （電話0852（21）0015）

島根県出雲合同庁舎 出雲市大津町1139 （電話0853（30）5509）

島根県浜田合同庁舎 浜田市片庭町254 （電話0855（29）5505）

(2) 女性

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1 （電話0853（21）1045）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第475号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成29年8月28日から 平成32年8月27日まで
日立記念病院	安来市安来町1278-5	平成29年8月29日から 平成32年8月28日まで
隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	平成29年9月1日から 平成32年8月31日まで

島根県告示第476号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成29年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人しまね発達発酵研究所	カメの子第2教室	松江市雑賀町199 藤岡ビル1階	平成29年9月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人しまね発達発酵研究所	カメの子第2教室	松江市雑賀町199 藤岡ビル1階	平成29年9月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人しまね発達発酵研究所	カメの子第2教室	松江市雑賀町199 藤岡ビル1階	平成29年9月1日

島根県告示第477号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課及び松江市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成29年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

松江市の一部

島根県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項にお

いて準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江圏都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市黒田町、比津町
安来市安来町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県告示第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成29年8月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

安来市

松江圏都市計画市街化区域

ただし、当該区域のうち昭和27年島根県告示第221号、昭和46年島根県告示第107号、平成16年島根県告示第121号、平成20年島根県告示第352号及び平成23年島根県告示第14号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、平成29年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成29年 8 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講 習 区 分	免 状 の 区 分	講 習 年 月 日	場 所
消火設備	第1類の甲種	平成29年10月5日	出雲市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
警報設備	第4類の甲種	平成29年10月13日	浜田市
	〃 乙種	平成29年10月20日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	平成29年10月24日	松江市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人宛てに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課及び隠岐支庁並びに各消防本部

- (2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

- (3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成29年8月28日から同年9月22日まで(郵送の場合は、9月22日の消印有効)

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社)島根県消防設備協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

5 問合せ先

〒690-8888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル

(一社)島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成29年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃

	姿勢をとること。
	2 距離の目測を行うこと。
	3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
9月30日(土)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月7日(土)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

平成29年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成29年8月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0001

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005

機械加工（フライス盤作業）

A甲0001 C0003 D0001

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016

A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024

A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年 8 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市宇賀荘町字千代富117番4、116番2の一部

面積 192.19平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町1215番地1

グランデージ安来402号

田邊 英敏